

京都市教育委員会告示第2号

京都市文化財保護条例第7条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる京都市指定有形文化財のうち、同表の中欄に掲げる部分の指定が平成27年9月4日付けで解除されたため、当該京都市指定有形文化財の数についての記載事項を同表右欄のように改めたので、同条第3項の規定において準用する同条例第6条第3項の規定により告示します。

平成27年10月19日

京都市教育委員会

左 欄		中 欄		右 欄	
名 称	指定告示	名称	数	名 称	数
賀茂季鷹関係典籍類 附 書籍箱33 合, 蓋20枚	平成23年 4月15日 京都市教育 委員会告示 第3号	古今和歌 集卷下(片 仮名本)	1冊	賀茂季鷹関係典籍類 附 書籍箱33 合, 蓋20枚	1268点

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)